

### (3) 認定就農者総合融資制度

#### <趣旨>

認定就農者総合融資制度は、平成25年度の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、北海道農業経営強化促進基本方針に位置づけられたもので、新たに農業に従事しようとする青年等の円滑な経営開始を支援するため、制度資金の取扱等について、一般農業者とは別に定められています。

#### <ポイント>

- ・認定新規就農者の経営開始（機械・施設の購入等）のための無利子資金として、「青年等就農資金」がある
- ・青年等就農資金は、原則無担保・無保証人（融資対象物件以外の担保及び保証人は徴求しない）によることとし、担保能力に乏しい認定新規就農者に対する円滑な資金供給を図っている
- ・また、農地取得や運転資金等に対応する資金（経営体育成強化資金、農業近代化資金）との総合的融資が可能となるよう措置（融資機関と関係機関の連携調整、事業計画の審査、助言・指導など）されている

#### <対象とする資金>

青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業近代化資金

##### ●青年等就農資金

区分	摘要
貸付対象者	①市町村長から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者 ②農協、農協連合会、銀行等（認定就農者に転貸する場合に限る）
貸付対象経費	経営開始から5年間に必要な機械の購入費、施設の設置費、その他市町村から認定を受けた青年等就農計画（認定就農計画）の目標達成に必要な長期資金等
貸付主体	日本政策金融公庫
信用保証	公庫が原則無担保無保証人で貸付。また、農協等が貸付主体となる場合、農業信用保証保険制度の対象とする（無担保無保証人による保証引受）
貸付限度額	3,700万円（特認1億円） ただし、旧就農施設等資金の貸付を受けている方は、当該資金の貸付残高を差し引いた額
償還期間	17年以内（据置期間5年以内）

##### ●経営体育成強化資金

認定就農計画による農地取得について、下記の貸付条件の特例措置あり

区分	摘要
貸付限度額	1,000万円（融資率100%）
償還期間	25年以内（うち据置5年以内）

##### ●農業近代化資金

認定就農計画に基づく貸付について、下記の貸付条件を適用

区分	摘要
貸付限度額	1,800万円（融資率80%）
償還期間	資金用途によって10～18年以内（うち据置5～7年以内）

#### <手続きの流れ（北海道認定就農者総合融資制度取扱要領）>

##### ○ 認定新規就農者になるまで

- ・新規就農希望者は、営農支援機関に就農相談
- ・営農支援機関は、新規就農希望者に青年等就農計画の作成支援・指導
- ・新規就農希望者は、市町村に青年等就農計画の認定を申請
- ・市町村は、認定委員会（市町村、JA等）により審査を実施。市町村農業経営基盤強化促進基本構想に照らし、適切と判断された場合、認定

## 認定新規就農者に対する総合的な融資の仕組み

